

平成30年3月30日

今 治 市 長 菅 良 二 様

今 治 市 議 会 議 長 越 智 豊 様

今治市監査委員 川 口 義 輝

同 野 間 有 造

財政的援助団体の監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成28年度において財政的援助を与えた団体につき監査を行ったので、その結果の報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出する。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を30日以内に通知してください。

1 監査の対象 平成28年度において市が財政的援助を与えた団体

〔文化振興課主管〕

村上海賊魅力発信推進協議会

〔商工振興課主管〕

今治タオル工業組合

〔地域振興課主管〕

芸予汽船株式会社

2 監査の期間及び監査を実施した監査委員

監査の期間	監査を実施した監査委員
平成29年11月27日～平成30年2月21日	川口義輝・藤原秀博
平成30年2月21日～平成30年3月29日	川口義輝・野間有造

3 監査の結果 次頁のとおり

村上海賊魅力発信推進協議会

- 1 主管部課 教育委員会 文化振興課
- 2 補助金等の名称 日本遺産魅力発信推進事業負担金
- 3 補助金等の金額 20,000,000 円
- 4 補助等の目的 「日本最大の海賊の本拠地：芸予諸島－よみがえる村上海賊」MurakamiKAIZOKU」の記憶」を構成する資源を活用しながら、地域主体で総合的に整備・活用し、魅力ある圏域づくりに取組み、広域的・国際的な交流を進めるとともに、心豊かな活力ある地域社会の形成を図ることを目的とする。
- 5 監査結果 経理事務について、関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

今治タオル工業組合 (旧四国タオル工業組合)

- 1 主管部課
産業部商工振興課
- 2 補助金の名称
今治タオル工業組合(旧四国タオル工業組合)補助金
- 3 補助金の金額
11,000,000円
- 4 根拠法令等
今治市補助金交付規則、今治市商工労政関係補助金交付要綱
- 5 補助の目的
今治タオル工業組合(旧四国タオル工業組合)が行うタオルPR等事業、販路開拓事業、「タオルソムリエ」ネットワーク構築事業、今治タオルブランド管理事業等により、人材育成や新商品開発、販路開拓等タオル業界の体質改善及びタオル産業をPRすることを目的とする。
- 6 監査結果
経理事務について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

芸予汽船株式会社

1 主管部課

企画財政部 地域振興局 地域振興課

2 補助金の名称

今治市離島航路運航費補助金

3 補助金の金額

13,247,000円

4 根拠法令等

今治市補助金交付規則、今治市離島航路運航費補助金等交付要綱

5 補助の目的

離島航路及び地方航路の維持確保を図り、もって離島地域等の振興及び離島住民等の民生の安定と向上に資するため、予算の範囲内において離島航路運航費補助金又は地方航路運航費補助金を交付するもの。

6 監査結果

経理事務について関係書類により確認した結果、おおむね適正に処理されていたが、改善を要する事項は次のとおりである。

(指摘事項)

- 1 航路維持に関する協定書が、3市町間（今治市、上島町、尾道市）で締結され、補助金が交付されている。協定書に基づき算定した負担額に対し、更に8便運航分の損益に対する各市町の協定書に基づく負担額の割合を掛けて算定したものを、各市町の負担額としていた。そのため、協定書に基づき算定した負担額との間に差異が生じていたので、今後は、協定書に基づき算定した金額にて、補助金を交付されたい。

(意見)

- 1 当該補助金については、各事業年度における経常損失額が基準額となっている。生活航路の運航維持に必要な経費が計上されていることは理解できるが、損失補填のための補助金の原資は税金であるので、損失額を縮減するための施策について、今後検討を行われたい。